

# (案)

## 令和7年度小田原市市民活動・協働応援制度補助金 第一次審査実施要領

令和7年1月15日  
第12回会議  
資料1

### 1 応募

コース	件数	金額	昨年度(参考)	
			件数	金額
①スタートアップコース	3件	280,000円	5件	500,000円
②ステップアップコース	6件	1,160,000円	10件	1,980,000円
③市民タイアップコース	1件	300,000円	1件	300,000円
④市民×行政コラボアップコース	2件	600,000円	1件	300,000円
計	12件	2,040,000円	17件	3,080,000円

### 2 審査員

小田原市市民活動推進委員会委員

\*ご自身もしくは同居の親族が関連する団体がある場合は、公正を期すため審査に加わることができませんので、地域政策課(Tel33-1458)までご連絡をお願いします。

### 3 審査の流れ

(1) 各委員に審査関係書類を送付(1月上旬)

【添付資料】 第一次審査実施要領、応募状況一覧、企画提案書等の写し、  
第一次審査採点表、所管課の意見一覧

(2) 各委員による書類の個別審査・評価

(3) 各委員からの採点表の提出 ⇒ 1月下旬～2月上旬

(4) 各委員の評価の集計(事務局が行います)

(5) 小田原市市民活動推進委員会(2月13日(木))において第一次審査通過事業の決定

### 4 選考の視点

多角的な審査を行うため、以下の視点に基づき、補助金の趣旨にふさわしい事業か、適正に計画されている事業かを総合的に評価し、選考します。

項目	内容	①	②	③	④
公益性	事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。				
自主性	事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。				
創造性	事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。				
継続性	将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。				
発展性	本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。				
事業実現性	事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。				
費用対効果	事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。				
相乗効果	協働による相乗効果が期待できる。	/	/		
役割分担	役割分担は適切であり、それぞれの特性が活かされている。	/	/		
市施策との整合性	市の総合計画と方向性が合致している。	/	/	/	

## 5 審査の手順

### (1) 採点表の記入

- ・採点表には、「応募要件」欄、選考の視点である7～10個の項目に加え、総合的に評価する「総合評価」欄があります。
- ・「応募要件」欄には、対象事業や団体の要件を満たしていないと判断する場合に×をつけてください。また、×をつけた場合でも直ちに失格扱いとはせず、仮に要件を満たすものとして採点してください。
- ・10点満点で採点するのは「公益性」と「総合評価」の2項目とします。「総合評価」について、第二次審査の対象としたい事業（第一次審査を通過させたい事業）は6点以上の採点としてください。
- ・残りの6～9項目については、選考の視点に基づき、「優れている」と判断するものに○をつけてください。
- ・「所見」欄には、各項目の○の有無に関わらず、課題だと考える点、特に優れている点について記載してください。その他、委員間で共有したい事項があれば、併せて「所見」欄に記載してください。
- ・第一次審査では、補助金の交付額について配慮する必要はありません。（補助金応募額の合計が、例年の予算額から勘案して明らかに予算を超えると思われる額になっていても構いません。）

### (2) 第一次審査通過事業の決定

- ・2月13日（木）開催の市民活動推進委員会の席上で行います。

## 6 審査の方法

第一次審査通過事業は、次の流れで決定します。

- (1) 「応募要件」に×が付された事業及び団体について、及び「自主性」から「市施策との整合性」までの9項目における○の個数を元に審査員間で話し合い、対象事業及び団体の適否を判断します。
- (2) (1) を経て不適となった事業を除き、各委員による個別審査及び評価を以下の基準に沿って集計し、第一次審査通過事業を決定します。
  - ① 「総合評価」に6点以上をつけた審査員の人数及び「総合評価」の合計点を集計し序列
  - ② 序列の結果、どこまでを通過事業とするかを以下の観点により判断
    - (ア) 「公益性」の合計点
    - (イ) 「自主性」から「市施策との整合性」までの個別評価の○の数

## 7 第二次審査に向けた事前質問

第一次審査を通過した団体に対して事前に質問事項を提示し、第二次審査に係る公開プレゼンテーションにおいて回答を求めます。質問事項は、以下を踏まえて事務局において案を作成し、正副委員長による確認を経て確定し、各団体に送付します。

- (1) 第一次審査において各委員から挙げられた事項
- (2) (1) のほか、各委員において第二次審査に必要と判断した事項

※ (2) については、2月末日までに事務局へご提出ください。

## 8 市提出用評価表の返送期日 1月下旬～2月上旬